# 定款

株式会社日本遮蔽技研

平成 22 年 2 月 25 日作成 平成 26 年 7 月 26 日変更

# 第1章総則

#### (商号)

第 1 条 当会社は、株式会社日本遮蔽技研と称し、英文では、Japan Shield Technical Research Co., Ltd.と表示する。

#### (目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。
  - 1. 放射線遮蔽技術の研究
  - 2. 放射線遮蔽機器の設計・製造・販売
  - 3. 放射線モニター機器の設計・製造・販売
  - 4. 放射線遮蔽に関するコンサルティング
  - 5. 放射性廃棄物の収集運搬・保管
  - 6. RI輸送容器の設計・製造・販売
  - 7. 非破壊検査装置の設計・製造・販売
  - 8. 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定及び管理業
  - 9. 土壌・環境汚染を伴う不動産の調査・鑑定・対策案の構築
  - 10. 建築物の設計、工事監理
  - 11. 土地、建物、その他建設工事の企画、設計、施工監理及びコンサルティング
  - 12. 建築工事業
  - 13. とび・土工工事業
  - 14. 管工事業
  - 15. タイル・れんが・ブロック工事業
  - 16. 電気工事業
  - 17. 環境分析事業
  - 18. 各種測定機器、各種検査装置の販売並びに割賦販売
  - 19. 各種測定機器、各種検査装置のレンタル業
  - 20. 古物商
  - 21. 前各号に附帯する一切の業務

# (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福島県郡山市に置く。

# (公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 当社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載して行う。

#### (機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監查役

## 第2章 株式

# (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、100,100株とする。

## (発行する株式の種類)

第7条 当会社は、A種類株式、B種類株式及びC種類株式を発行する。

## (各種類株式の内容)

第8条 A種類株式は普通株式とする。

- 2 B 種類株式は、A 種類株式に優先して、1 株につき金 10,000 円を超えない範囲内で株式の発行に際して取締役全員の合意で定められる金額の剰余金の配当を受けることができる。なお、B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。
- 3 C 種類株式は、株主総会において決議すべき事項のうち、次に掲げる事項については、株主 総会の決議のほか、C 種類株式を有する株主の種類株主総会の決議を経なければならない。
- (1) 取締役の選任及び解任
- (2) 監査役の選任及び解任
- (3) 合併
- (4) 吸収分割
- (5) 新設分割
- (6) 株式交換
- (7) 株式移転
- (8) 事業譲渡
- (9) 現物出資による募集株式の発行
- (10) 剰余金の配当
- (11) 定款の変更

第9条 A種類株式の発行可能株式総数は10,000株、B種類株式の発行可能株式総数は90,000株、C種類株式の発行可能株式総数は100株とする。

#### (株式の発行に関する定め)

第10条 当会社の株式については、株券を発行する。

- 2 当会社の発行する株券は、1 株券、10 株券、50 株券、100 株券の4 種類とする。
- 3 前項に定めるほか、株券の取り扱いに関する事項は、株式取扱規程の定めるところによる。
- 4 取締役会は、株券喪失登録簿を作成し、これを当会社の本店に備え置かなければならない。

#### (株式の譲渡制限)

第11条 当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

#### (自己株式の取得)

第 12 条 当会社は、取締役会の決議により、特定の株主からその有する株式の全部又は一部を 取得することができる。

2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己の売主に追加することを請求することができない。

#### (相続人等に対する売渡請求)

第13条 当会社は、相続、合併その他の承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

#### (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 14 条 当会社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社の所定の書面による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同で提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求ができる。

# (質権の登録及び信託財産表示請求)

第 15 条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若 しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しな ければならない。

#### (手数料)

第16条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

#### (基準日)

第 17 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する 株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主と する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利が害しない場合は、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一分を当該定時株主総会において議決権を行使する株主と定めることができる。
- 3 第1項のほか、必要があるときは、株主総会の決議によりあらかじめ公告して臨時に 基準日を定めることができる。

#### (募集株式の発行)

第18条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任することができる。

# (株主割当て)

第19条 当会社の株式を会社法第202条又は同法186条の規定に従い、有償又は無償で株主に割り当てる場合には、取締役会の決定をもって行うことができる。

# (募集株式の割当て)

第20条 当会社の株式を会社法第204条の規定に従い、募集株式の割当てを行う場合には、取締役会の決定をもって行うことができる。

# (特定の株主からの自己株式の取得)

第21条 当会社は取締役会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当会社は会社法第160条第2項及び同条第3項の規定を適用しないものとする。 (株式取扱規則)

第22条 当会社の株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に 定めるもののほか、取締役会の決議において定める株式取扱規則による。

#### 第3章 株主総会

# (株主総会)

第23条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し臨時株主総会は、 必要ある場合に招集する。

#### (招集権者)

第 24 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議により代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

# (招集通知)

第25条 株主総会の招集通知は。当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。

2 前項の通知は、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の 2 週間前までに発するものとする。

## (株主総会の議長)

第 26 条 株主総会の議長は代表取締役がこれに当る。ただし、代表取締役に事故があるときは、 あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長になる。

#### (株主総会の決議)

第 27 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を 行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することはできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (C 種類株主総会の決議を要する事項)

第 28 条 株主総会において決議すべき事項のうち、次に掲げる事項については、株主総会の決議のほか、C 種類株式を有する株主の種類株主総会の決議を経なければならない。

- (1) 取締役の選任及び解任
- (2) 監査役の選任及び解任
- (3) 合併
- (4) 吸収分割
- (5) 新設分割

- (6) 株式交換
- (7) 株式移転
- (8) 事業譲渡
- (9) 現物出資による募集株式の発行
- (10) 剰余金の配当
- (11) 定款の変更

#### (議決権の代理行使)

第 29 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を称する書面を提出しなければならない。

2. 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、且つ2人以上の代理人を選任することができない。

#### (決議等の省略)

第30条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該 提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

## (株主総会議事録)

第31条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領 及びその結果、その他法令省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出 席した取締役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

# 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第32条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

# (取締役の資格)

第 33 条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

# (取締役の選任及び解任)

- 第 34 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

第35条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の在任期間と同一とする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第36条 当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を定める。

- 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び 常務取締役各若干名を定めることができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

## (取締役会の招集及び議長)

第37条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が、これに代わって招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、 緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

# (決議の方法)

第 38 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

# (取締役会の決議等の省略)

第 39 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該 提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があっ たものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、 会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締 役会へ報告することを要しない。

# (取締役会議事録)

第 40 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した 取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

#### (取締役会規程)

第 41 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

#### (報酬等)

第 42 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

# 第5章 監査役

#### (員数)

第 43 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

# (選任及び解任の方法)

第 44 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (任期)

第 45 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

#### (報酬等)

第 46 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

# 第5章 計算

# (事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

# (配当金の支払)

第 48 条 剰余金の配当は、毎年事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録 株式質権者に支払う。

# (配当金の除斥期間)

第49条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

# 第6章 附 則

# (定款に定めのない事項)

第50条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

# (付則)

1. 本定款は平成26年7月26日の臨時株主総会の決議をもって効力を発生するものとする。